

(5) 災害対策(耐震、耐水化、停電、BCP)について

(1) 東日本大震災

① 復旧(平成31年3月末現在)

- (管 渠)被災管渠は、99%が復旧済み。(被災延長984kmのうち、976kmが復旧済み)
- (処理場)被災処理場の処理機能については、124箇所(福島県内避難指示区域内の3箇所及び廃止2箇所を除く)全てで復旧済み。

② 復興交付金

- ① 復興まちづくり事業として実施される土地区画整理事業等の進捗にあわせ、管渠等の整備を推進。
- ② 地盤沈下に伴い生じた浸水被害を軽減するため、雨水排水のためのポンプ施設等の整備を推進。

	岩手県	宮城県	福島県
①の下水道事業(7箇所)	久慈市、野田村、山田町、大船渡市	七ヶ浜町	白河市、新地町
②の雨水対策事業(4箇所)		仙台市、利府町、多賀城市	相馬市
①及び②の事業(14箇所)	宮古市、大槌町、釜石市、陸前高田市	石巻市、女川町、東松島市、松島町、塩竈市、名取市、岩沼市、亶理町、気仙沼市	いわき市

(2) 令和元年の災害

① 令和元年 房総半島台風(台風第15号)

- 台風接近・通過に伴い、伊豆諸島や関東地方南部を中心に猛烈な風、大雨となり、多くの地点で観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を観測する記録的な暴風となった。
- 広域停電により、関東地方等において1都5県28処理場、98ポンプ場等で停電が発生。
- 千葉県においては、2処理場1ポンプ場において、長時間の運転による自家発電設備の故障や資機材の手配の遅れが生じたことにより、一時的な機能停止が発生。その後、可搬式ポンプや電力会社による電源車の設置等により下水道機能を確保。



可搬式ポンプ、発電機の設置



電力会社の電源車による受電

② 令和元年 東日本台風(台風第19号)

- 台風接近・通過に伴い、総降雨量が神奈川県箱根で1000mmに達し、東日本を中心に17地点で500mmを越え、3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新した。また、1都12県に大雨特別警報が発令するなど、記録的な大雨となった。
- 処理場は、福島県阿武隈川流域の県北浄化センターや長野県千曲川流域の下流終末処理場など、計16箇所で被災。
- ポンプ場は、宮城県仙台市の蒲生雨水ポンプ場や宮城県丸森町の丸森雨水ポンプ場など、計28箇所で被災。
- 国土交通省としては、浸水した施設周辺及び施設内排水のため、排水ポンプ車を支援。また、TEC-FORCEを2県5市1町へ派遣し、被災状況調査や応急復旧に向けた技術的助言等を実施。



長野県 千曲川流域下流処理区終末処理場



国交省の排水ポンプ車により雨水を排水

仙台市 蒲生雨水ポンプ場

【今般の災害対策】

1) 下水道 BCP 策定マニュアルの改訂について

- 昨今の豪雨災害（平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風）や大規模停電（北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風）を受けて、水害を対象に追加するとともに、災害時等における電力停止時の対応を加えた「下水道 B C P 策定マニュアル 2019 年版（地震・津波、水害編）」を公表。
- 発災後の対応だけでなく、降雨情報（台風、警報等）の発表から浸水等の被害が発生するまでの対応について追記するとともに、水害における被害想定、発災後の応急対応による機能確保が困難な施設における計画的なハード対策の推進、被災後の対応事例等を新たに追加。
- また、「令和元年台風第 15 号・19 号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」の中間とりまとめ結果（令和 2 年 1 月）において、下水道管理者は「発災後 72 時間の業務継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるとともに、更なる非常用電源用の燃料備蓄の増量に努めること」とされたことを踏まえ、停電時の機能確保の対応について充実を図っている。
- 改訂マニュアルに基づき、令和 2 年度中に下水道 BCP の見直しを完了するようお願いしたい。

2) 耐水化計画の策定について

- 令和元年 12 月 3 日付事務連絡「下水処理場・ポンプ場における耐水化の推進について」により、早急に耐水化の検討に着手するよう依頼。
- 令和元年東日本台風等による下水道施設の被害を踏まえ、学識者等で構成する「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」において、耐水化の対象外力の考え方や効率的・効果的な対策手法、段階的な対策の進め方等について議論を行っているところ。
- 第二回の検討会（4 月 14 日書面開催）を踏まえ、上記について近々に取りまとめを行い、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画の策定に関する通知を発出する予定。

3) 出水期前の点検（ゲート等）や非常用発電設備の点検

- 毎年の出水期前に「出水期における都市浸水被害の軽減対策等に関する下水道施設の管理について」を発出し、浸水被害激化への対応と下水道システムの機能確保に向けて強化すべき施策の推進について、周知しているところ。
- しかしながら、昨年度の災害において、老朽化等によるゲートの機能不全や停電時における非常用発電設備の不具合等が発生。ストックマネジメント計画等に基づく計画的な点検・調査や必要な修繕、定期的な保守運転に加え、災害時においても確実に機能を発揮できるよう適切な維持管理を確実に実施していただきたい。

4) 事業マネジメント通信簿（地震対策）

- 地方公共団体における、管渠及び処理場の耐震化率や下水道 BCP の見直し実施・予定状況を評価した地震対策通信簿を公表。取組状況の自己診断や他団体との比較等に活用し、地震対策の取組促進に繋げていただきたい。

背景・目的

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風では、処理場・ポンプ場が浸水し、揚水機能・処理機能が停止する事態が発生。
- 北海道胆振東部地震や令和元年房総半島台風では、広域かつ長期の停電により、自家発電設備の燃料不足や長時間の運転による自家発電設備の故障等により不安定な運転操作を強いられた。
- 地震・津波を対象とした現行のBCP策定マニュアルによって、ほぼ全ての地方公共団体でBCPを策定しているが、水害や長期の停電に対する対応は十分とは言えない。
- 近年の災害を踏まえた下水道機能の確保における課題に対応するため、新たに水害を対象に追加するとともに、広域かつ長期の停電時における機能確保の観点を充実させるため、下水道BCPマニュアルの改訂を行った。

大規模豪雨における 排水機能・処理機能の確保



浸水した下水処理場
(長野県 千曲川下流処理区)



仮設ポンプ等の資機材の確保
(広島県倉敷市)

停電時における

下水道施設の操作機能の確保



非常時の電源確保
(電源車による受電)



燃料供給体制の確保
(出典: 経済産業省HP)

下水道BCPマニュアル改訂の方向性について

【課題】

大規模豪雨

- ・土砂災害に伴う道路崩壊等により管渠の流失・閉塞が発生した。
- ・内水氾濫の既往最高水位をベースに地盤をかさ上げしていたが、洪水により施設が被災した。
- ・施設周辺が浸水し、近づけなかった。設計図書も水没し、被害状況の調査が難航した。
- ・ポンプ場や燃料貯蔵庫は耐水化していたが、燃料移送ポンプが浸水により停止した。
- ・施設地下部の浸水により仮設ポンプ等が必要になったが、ポンプの実揚程が大きく、排水能力の確保に時間を要した。
- ・浸水に伴い施設が機能停止したが、仮設ポンプを設置できるスペースが限られていた。

長期間の停電時

- ・長期間の停電によって、非常用発電設備の燃料が不足し、不安定な運転操作を強いられた。
- ・燃料調達に要請時に必要となる情報(油種、備蓄量、運転可能時間等)が決まっておらず、要請までの情報収集に時間を要した。
- ・長期間の停電によって、非常用発電設備が連続運転により故障が発生した。

【マニュアル改訂の方向性】

浸水・土砂災害における機能停止リスクの把握

- ・土砂災害警戒区域等からの危険個所の把握
- ・内水・洪水等の浸水想定区域、継続時間、浸水深等の把握
- ・主要機器(ポンプ、原動機等)や補器類(燃料移送機器等)への影響の把握等

下水道施設の浸水時における行動計画の策定

- ・揚水機能等の稼働状況の早期把握方法
- ・必要とされる資機材の確保と運用方法の確立等
- ・被害想定に基づき、必要最低限の機能確保、市街地での溢水防止に向けた対応手順の検討(簡易処理ルート確保)
- ・排水ポンプ車の要請準備
- ・職員の避難時における運転操作手順の検討

災害時の燃料供給体制等の確保

- ・燃料供給業者との協定締結
- ・燃料供給要請と円滑な情報共有体制の確保
- ・非常用発電設備がない場合の対処方針(管内留時間の把握等)

災害の停電時間の設定

- ・施設の立地特性や停電時の影響の程度を踏まえ、発災後72時間の業務継続が可能となるよう検討

令和元年度地震対策通信簿（下水道事業者別一覧）

平成31年3月末時点

都道府県名	団体数	平均点		団体数（団体）					割合（％）					平成31年3月末時点 防災3地域*内で 通信簿2以下 (40点未満)	
				通信簿					通信簿						
		順位	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	団体数	団体割合	
北海道	155	39.7	41	35	43	33	29	15	23	28	21	19	10	22	14%
青森県	35	62.6	5	0	7	7	9	12	0	20	20	26	34	2	6%
岩手県	33	46.5	28	3	9	10	8	3	9	27	30	24	9	7	21%
宮城県	42	44.1	32	9	11	9	6	7	21	26	21	14	17	20	48%
秋田県	27	40.4	39	7	5	6	6	3	26	19	22	22	11	0	0%
山形県	33	48.8	24	2	10	9	9	3	6	30	27	27	9	0	0%
福島県	42	73.9	1	2	0	8	13	19	5	0	19	31	45	2	5%
茨城県	51	40.0	40	10	14	15	7	5	20	27	29	14	10	22	43%
栃木県	30	62.9	4	0	2	9	11	8	0	7	30	37	27	1	3%
群馬県	31	36.1	45	11	8	4	7	1	35	26	13	23	3	9	29%
埼玉県	64	47.4	27	8	10	27	14	5	13	16	42	22	8	18	28%
千葉県	37	48.2	26	4	12	10	6	5	11	32	27	16	14	16	43%
東京都	34	57.8	10	1	4	13	10	6	3	12	38	29	18	5	15%
神奈川県	35	36.3	44	7	11	12	5	0	20	31	34	14	0	18	51%
新潟県	32	48.3	25	3	9	8	10	2	9	28	25	31	6	0	0%
富山県	16	50.9	18	0	6	4	5	1	0	38	25	31	6	0	0%
石川県	20	56.2	13	0	4	8	6	2	0	20	40	30	10	0	0%
福井県	20	42.5	34	4	5	6	3	2	20	25	30	15	10	0	0%
山梨県	28	49.8	20	2	7	9	9	1	7	25	32	32	4	9	32%
長野県	68	38.9	42	15	19	19	13	2	22	28	28	19	3	18	26%
岐阜県	39	57.1	11	2	4	12	15	6	5	10	31	38	15	6	15%
静岡県	30	56.8	12	0	7	7	11	5	0	23	23	37	17	7	23%
愛知県	60	64.4	2	1	6	18	15	20	2	10	30	25	33	7	12%
三重県	26	55.2	14	4	4	5	6	7	15	15	19	23	27	8	31%
滋賀県	20	49.4	22	4	3	3	8	2	20	15	15	40	10	7	35%
京都府	27	46.0	30	5	7	8	4	3	19	26	30	15	11	8	30%
大阪府	50	40.8	37	6	17	19	4	4	12	34	38	8	8	23	46%
兵庫県	48	40.8	38	10	11	17	7	3	21	23	35	15	6	14	29%
奈良県	32	53.4	15	1	8	9	10	4	3	25	28	31	13	9	28%
和歌山県	25	49.7	21	3	9	4	4	5	12	36	16	16	20	12	48%
鳥取県	19	44.7	31	4	5	3	6	1	21	26	16	32	5	0	0%
島根県	19	51.8	17	2	3	5	6	3	11	16	26	32	16	0	0%
岡山県	27	50.0	19	1	6	10	7	3	4	22	37	26	11	5	19%
広島県	25	38.8	43	4	6	11	4	0	16	24	44	16	0	8	32%
山口県	20	42.4	35	2	7	8	3	0	10	35	40	15	0	6	30%
徳島県	15	64.3	3	0	1	3	8	3	0	7	20	53	20	1	7%
香川県	17	46.3	29	0	7	7	1	2	0	41	41	6	12	7	41%
愛媛県	17	49.3	23	2	4	4	5	2	12	24	24	29	12	6	35%
高知県	17	43.3	33	3	3	6	5	0	18	18	35	29	0	6	35%
福岡県	55	59.3	9	2	10	17	9	17	4	18	31	16	31	2	4%
佐賀県	17	62.2	6	2	3	1	3	8	12	18	6	18	47	0	0%
長崎県	17	52.0	16	1	4	4	5	3	6	24	24	29	18	0	0%
熊本県	33	59.4	8	0	4	15	6	8	0	12	45	18	24	0	0%
大分県	14	35.6	46	4	3	6	1	0	29	21	43	7	0	6	43%
宮崎県	17	59.9	7	0	1	6	8	2	0	6	35	47	12	1	6%
鹿児島県	18	41.4	36	6	2	3	5	2	33	11	17	28	11	7	39%
沖縄県	29	31.3	47	11	8	6	3	1	38	28	21	10	3	9	31%
合計	1566	48.6		203	349	443	355	216	13	22	28	23	14		

※1 点数は、処理場管理のない団体も100点満点に換算したもの。

※2 防災3地域とは、30年以内の発生確率60%以上の首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震のエリア内。

：防災3地域内で通信簿2以下(40点未満)の団体割合が40%以上の都道府県。

通信簿 の判定
1：20点未満
2：20点以上40点未満
3：40点以上60点未満
4：60点以上80点未満
5：80点以上

(6) 下水道工事等の適切な執行について

《新・担い手三法について～建設業法、入契法、品確法の一体的改正について～》

平成 26 年に、品確法と建設業法・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定した（「担い手 3 法」）。この「担い手 3 法」の施行により、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化など、5 年間で様々な成果が見られた。

一方で、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Construction の推進等による生産性の向上など、新たな課題や引き続き取り組むべき課題も存在する。新たな課題に対応し、5 年間の成果をさらに充実するため、「新・担い手 3 法」として、再び品確法と建設業法・入契法が改正された。

これらの改正を踏まえ、「新 3 K[※]」の実現など魅力ある建設現場の創出のため自らの発注体制や地域の実情に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に執行いただきたい。

※新 3 K：給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる

災害時の緊急対応の充実強化

○発注者の責務として以下の内容を規定

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法の選択
- ・建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ・労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

働き方改革への対応

○発注者の責務として以下の内容を規定

- ・休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ・公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ・設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

○公共工事等を実施する者の責務として適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結を規定

調査設計の品質確保

○公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

建設現場の生産性の向上

○限りある人材の有効活用と若者の入職促進

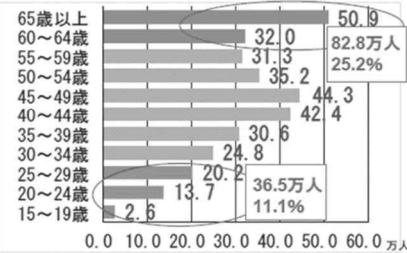
- ・工事現場の技術者に関する規制を合理化。

元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。

- ・下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

60歳以上の高齢者(82.8万人、25.2%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

(年齢階層) 年齢階層別の建設技能労働者数



出典: 建設業「労働力調査」(H30年平均)を元に国土交通省にて推計

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

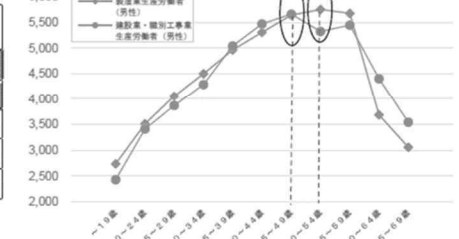
建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

(時間)	2012年 (単位:千円)	2018年 (単位:千円)	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7	4,624.5	18.1%
建設業男性全労働者	4,831.7	5,713.3	18.2%
製造業男性生産労働者	4,478.6	4,764.1	6.4%
製造業男性全労働者	5,391.1	5,601.6	3.9%
全産業男性労働者	5,296.8	5,584.5	5.4%

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の雇用労働者を雇用する事業所)
※ 年間賃金総支給額＝きまって支給する現金給与総額×12ヶ月間賃金その他特別給付金

建設業生産労働者(技能者)の賃金は、45～49歳でピークを迎える。体力のピークが賃金のピークとなっている側面があり、マネジメント力等が十分評価されていない。

年齢階層別の賃金水準



出典: 平成30年賃金構造基本統計調査

社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

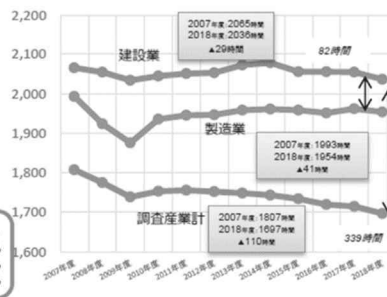
企業別・3保険別加入割合の推移

雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	84%
H24.10	95%	89%	87%
H25.10	96%	92%	90%
H26.10	96%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%
H28.10	98%	97%	96%
H29.10	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%

出典: 公共事業労働力調査

建設業は全産業平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況。

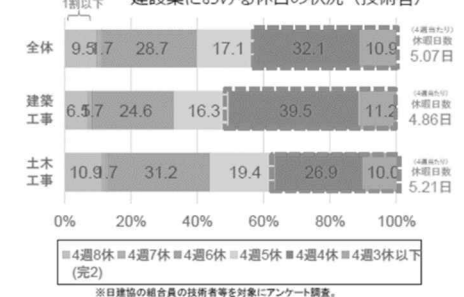
年間実労働時間の推移



出典: 厚生労働省「毎月労働力統計調査」年度報より国土交通省作成

他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

建設業における休日の状況(技術者)

※ 日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。
※ 建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
出典: 日建協「2018年労働力調査」を基に作成

新・担い手3法(品確法と建設業法・入契法の一体的改正)について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根拠
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

○発注者の責務

- ・適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮)
- ・施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・適切な設計変更(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

○受注者(下請含む)の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止(違反者は国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者:補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請):一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

(令和元年6月7日成立、
6月14日公布・施行)

背景・必要性

1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に依りて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

2. 働き方改革への対応

【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

3. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法の対象として位置付け

5. その他

(1) 発注者の体制整備

- ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】

- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理
- 【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第三十号)

(令和元年6月5日成立、6月12日公布)

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

○長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

<時間外労働の上限規制>

- ✓原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓特別条項でも上回るもの出来ないもの:
- ・年720時間(月平均60時間)
- ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
- ・毎月100時間未満
- ・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

○現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

<年齢構成別の技能者数>



3. 持続可能な事業環境の確保

○地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

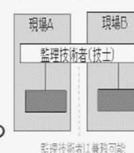
- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

2. 建設現場の生産性の向上

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
- (i)元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
- (ii)下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

<元請の監理技術者>



<下請の主任技術者>



(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。

- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

(1) 入札及び契約の適正化

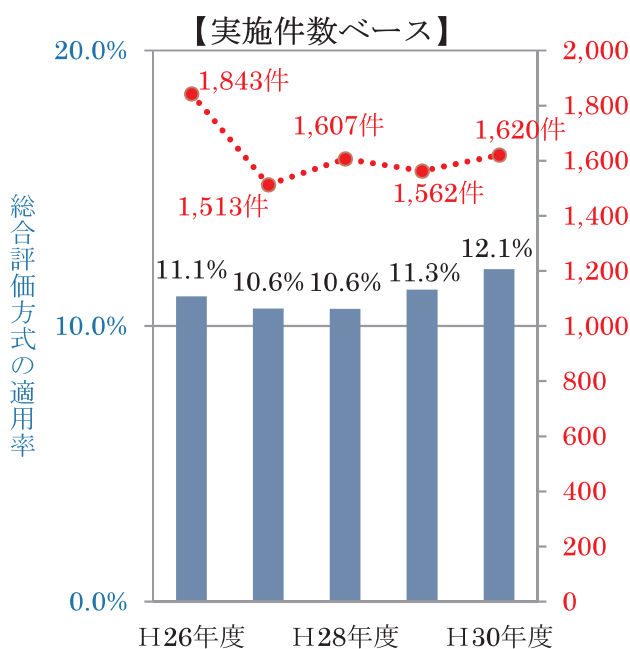
1) 多様な入札契約の導入・活用

①調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択

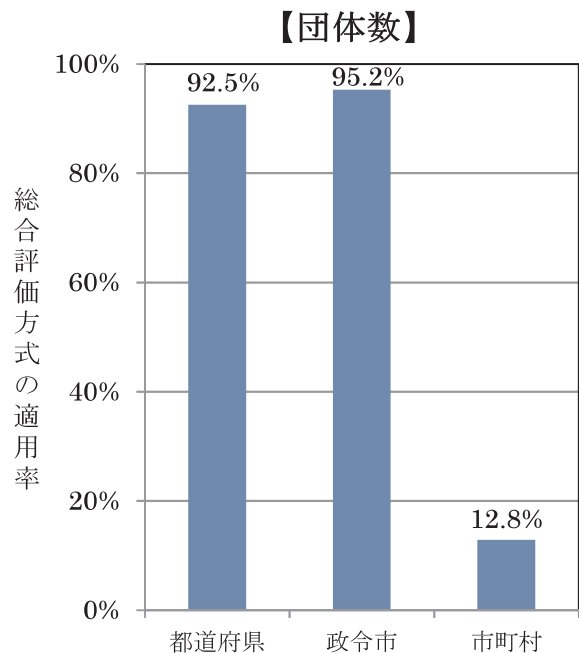
調査及び設計業務においては、価格競争のほか、適正価格による高品質な成果品を得るため、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成27年11月 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会より）等を参考にプロポーザル方式及び総合評価方式の活用を図るとともに、コンサルタント業務の発注にあたっては、極力、建設コンサルタント登録規程により登録されているコンサルタントの活用を図ること。

また、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保するとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行うようお願いする。

さらに成績評定の結果は、業務を遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果たすとの観点から、成績評定の結果の活用を推進すること。



※適用率＝（実施件数/全入札件数）
下水道事業を対象（国土交通省下水道部調べ）
総合評価方式の推移（実施件数ベース）



（平成30年度実績）
※適用率＝（実施事業体数/全事業体数）
下水道事業を対象（国土交通省下水道部調べ）

総合評価方式の取り組み状況

②工事の性格等に応じた入札契約方式の選択

工事の発注においては、令和2年に改正した「発注関係事務の運用に関する指針」（詳細は国土交通省土地・建設産業局建設業課 HP 参照）及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせる適用するよう努められたい。

＜主な入札方式＞

（a）落札者の選定の基準に関する方式

・ 価格競争方式

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式

・ 総合評価落札方式

技術提案を募集するなどにより、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式

・ 技術提案・交渉方式

技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式

（b）落札者の選定の手続に関する方式

・ 段階的選抜方式※1

競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する方式

※1 本方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう、その運用について十分な配慮を行う。なお、本方式は選定プロセスに関する方式であり、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式とあわせて採用することができる。

＜主な契約方式＞

（a）事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

・ 工事の施工のみを発注する方式

別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様により、その施工のみを発注する方式

・ 設計・施工一括発注方式

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式

・ 詳細設計付工事発注方式

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式

・ 設計段階から施工者が関与する方式（ECI※2方式）

設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で、工事契約をする方式（施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施）

※2 Early Contractor Involvement の略

・ 維持管理付工事発注方式

施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式

(b) 工事の発注単位に応じた契約方式

・ 包括発注方式

既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式

・ 複数年契約方式

継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり、一つの契約により発注する方式

(c) 発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式

・ CM方式^{※3}

対象事業のうち、工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式

※3 Construction Management の略

・ 事業促進PPP方式^{※4}

調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式（事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う方式）

※4 Public Private Partnership の略

2) 適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算の実施に努められたい。

- ・ 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映すること。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定すること。さらに、最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用すること。
- ・ 適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わないこと。

3) 施工条件の適切な明示及び請負金額の額や工期等の適切な変更

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行うこと。

また、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更（いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項）について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行うこと。

4) ダンピング受注の防止、予定価格等の事後公表

① ダンピング受注の防止

近年、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を下回る入札のあった工事の割合が急増しているが、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。また、施工監督の強化など行政コストの増大を招く恐れがある。このため、以下の対策の強化を図るようお願いする。

- ・ 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、平成 31 年 3 月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直すこと。
- ・ 低入札価格調査制度において、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用すること。
- ・ 入札時において工事費内訳書の提出を求めること。
- ・ 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合、工事の重点監督の実施、建設業許可行政庁の立入調査との連携、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、前払金支払割合の引下げ等の措置を行うこと。

低入札価格調査基準の見直しについて

○平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ

○あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行

【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

・直接工事費×0.97

・共通仮設費×0.90

・現場管理費×0.90

・一般管理費等×0.55

上記の合計額×1.08



H31.4.1～

【範囲】

予定価格の

7.5/10～9.2/10

【計算式】

・直接工事費×0.97

・共通仮設費×0.90

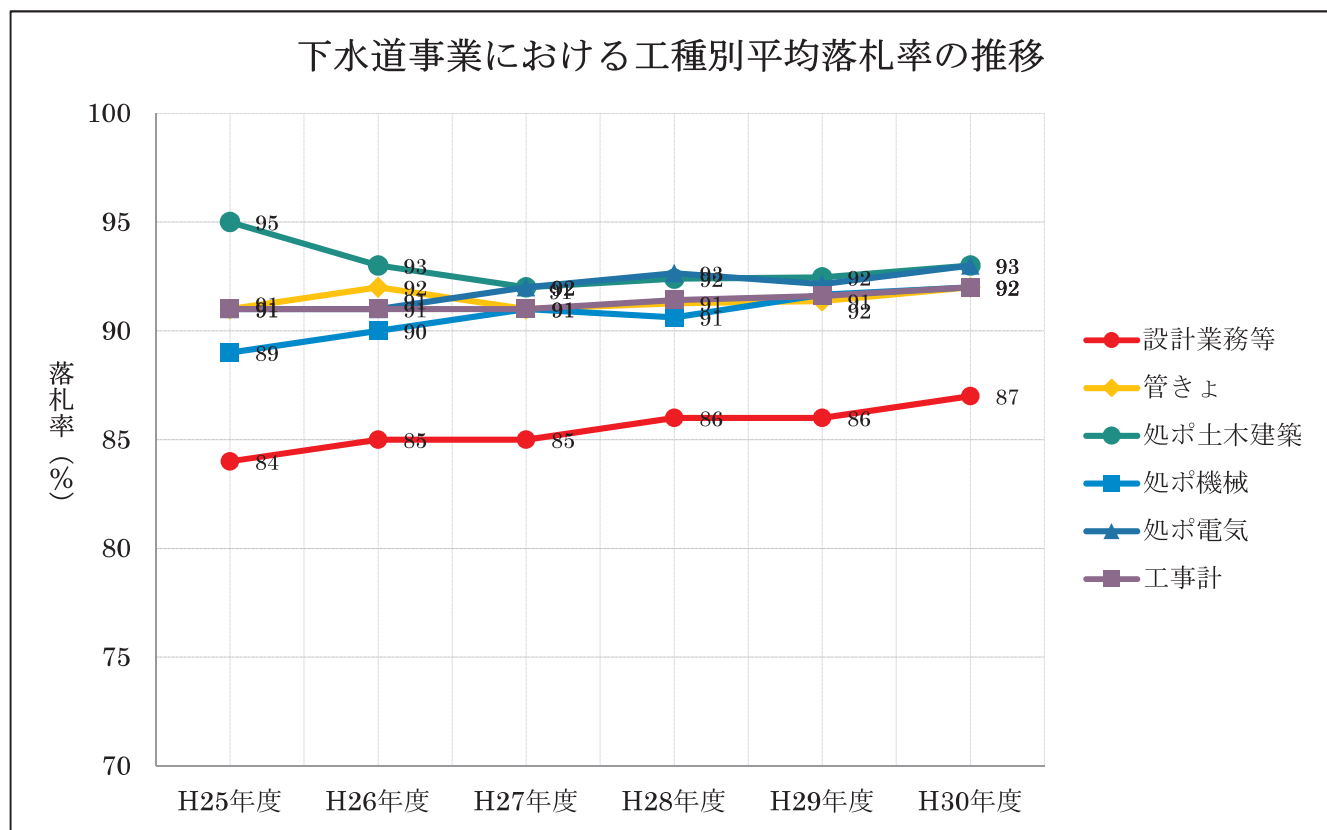
・現場管理費×0.90

・一般管理費等×0.55

上記の合計額×1.08

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

※最低制限価格制度の運用については 《会計検査について》 3)平成 28 年度決算報告 も参照ください。



資料) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部調べ

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の取り組み状況

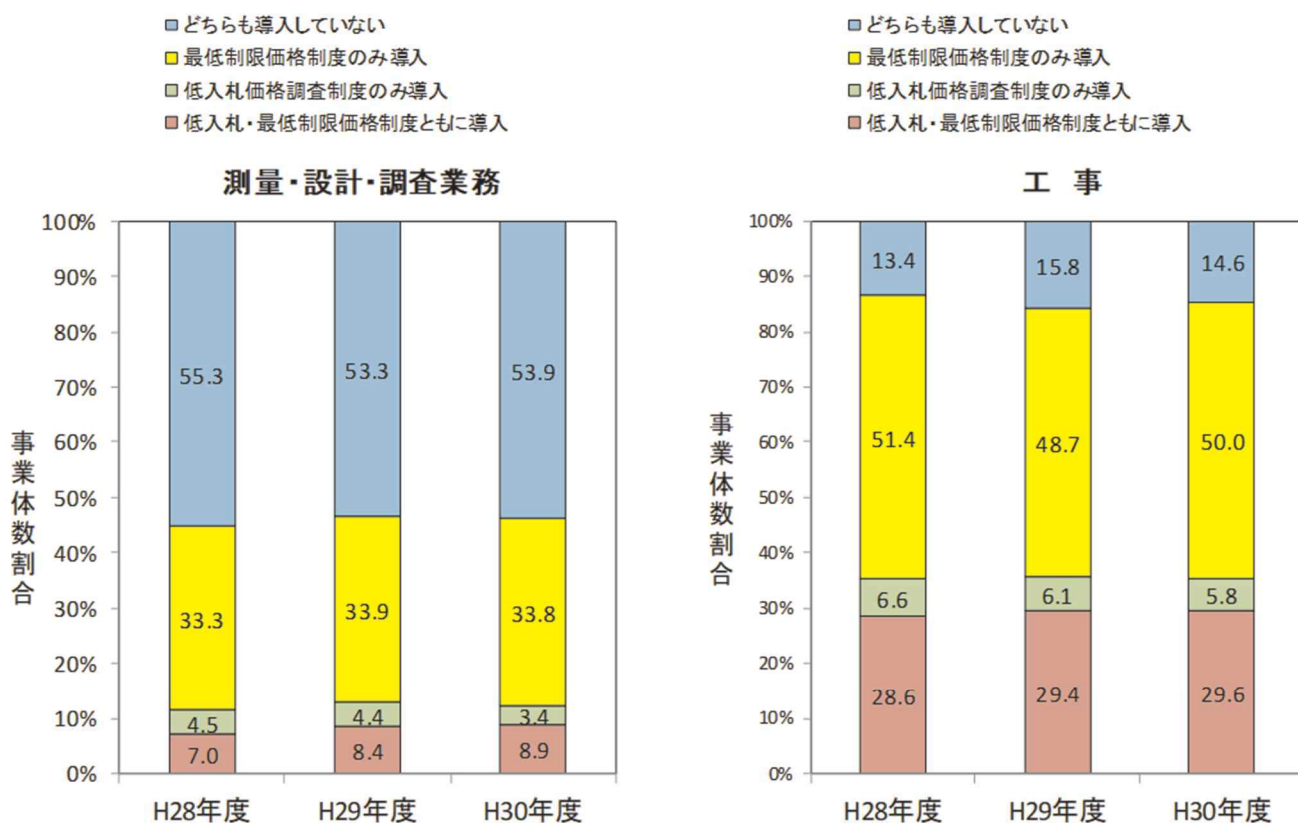


図 低入札対策の導入状況・事業体数ベース（平成30年度）

資料) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部調べ

② 予定価格等の事後公表

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設企業が受注する事態が生じるなど、建設企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることに鑑み、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とするようお願いする。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うようお願いする。

① 予定価格等の公表時期について [努力義務事項]

		事後公表		事前公表及び事後公表の併用		事前公表		非公表	
		H29. 3. 31	H30. 8. 1	H29. 3. 31	H30. 8. 1	H29. 3. 31	H30. 8. 1	H29. 3. 31	H30. 8. 1
国		18	18	0	0	0	0	0	1
		94. 7%	94. 7%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	5. 3%
特殊法人等		120	118	1	1	0	0	1	2
		96. 8%	95. 2%	0. 8%	0. 8%	0. 0%	0. 0%	0. 8%	1. 6%
地方公共団体	都道府県	17	17	15	16	15	14	0	0
		36. 2%	36. 2%	31. 9%	34. 0%	31. 9%	29. 8%	0. 0%	0. 0%
	指定都市	7	7	9	9	4	4	0	0
		35. 0%	35. 0%	45. 0%	45. 0%	20. 0%	20. 0%	0. 0%	0. 0%
	市区町村	647	669	253	276	681	651	118	100
		37. 6%	38. 9%	14. 7%	16. 0%	39. 6%	37. 8%	6. 9%	5. 8%
小計		671	693	277	301	700	669	118	100
		37. 5%	38. 8%	15. 5%	16. 8%	39. 1%	37. 4%	6. 6%	5. 6%
計		809	829	278	302	700	669	119	103
		41. 9%	42. 9%	14. 4%	15. 6%	36. 3%	34. 6%	6. 2%	5. 3%

		非公表と事後公表の併用		非公表と事前公表の併用	
		H29. 3. 31	H30. 8. 1	H29. 3. 31	H30. 8. 1
国		1	0	0	0
		5. 3%	0. 0%	0. 0%	0. 0%
特殊法人等		2	3	0	0
		1. 6%	2. 4%	0. 0%	0. 0%
地方公共団体	都道府県	0	0	0	0
		0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%
	指定都市	0	0	0	0
		0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%
	市区町村	15	16	7	9
		0. 9%	0. 9%	0. 4%	0. 5%
小計		15	16	7	9
		0. 8%	0. 9%	0. 4%	0. 5%
計		18	19	7	9
		0. 9%	1. 0%	0. 4%	0. 5%

※ 事前公表及び事後公表の併用には、案件により事後公表を試行（原則事前公表）している発注機関を含む。

予定価格等の公表時期について

平成 30 年度における公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況等の結果

(平成 31 年 1 月 22 日付、国土交通省、総務省、財務省)より抜粋

調査対象機関：国19機関、特殊法人等124法人

地方公共団体(47都道府県 20指定都市 1, 721市区町村)

調査対象時点：平成30年8月1日現在

5) その他

①若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式

豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者が実績を積む機会が得られにくい場合、建設生産を支える技術・技能の承継が行われにくくなり、将来的な工事品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に支障が生じる懸念がある。豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用を促す方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用も考慮し、専任補助者制度の活用等により、施工実績の要件を緩和するなど、適切な競争参加資格を設定

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用も考慮し、必要に応じて施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制の評価、現場代理人としての実績や専任補助者の成績・実績の評価など、適切な評価項目を設定

「令和2年1月 発注関係事務の運用に関する指針」参照

②工事一時中止

工事発注において、工事用地の確保や占有事業者等協議などの関係機関協議を調べ、適正な工事を確保し発注を行う事が基本であるが、受注者の責に帰すことが出来ない事由により施工が出来ないと認められる場合には、発注者は工事の全部または一部の中止を速やかに書面で命じなければならない。なお、受注者の責に帰すことが出来ない事由には下記の規定がある。

- ・工事用地等の確保できない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき
暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的または人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、もしくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき

- ・その他、発注者が必要があると認めるとき

一時中止の指示を行っていない場合、現場管理費等の増加や配置技術者の専任への障害が生じるといった指摘があり、適切な対応を行うようお願いする。

また、土木・建築工事の不調不落・工程遅れ等の事由により、関連する機械・電気設備工事にて製作した機器類の工場保管などが生じる事態を防ぐために、土木・建築工事の工程を確認の上、機械電気工事を発注する等、適切な対応をお願いする。

③工期の適正化と計画的な発注や施工時期の平準化

令和2年に改正された建業法及び入契法では、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の禁止や工期に影響する事象で認識しているものについて契約締結までに通知すること等が記載されている。

また、工事の施工時期の平準化は、繁忙期と閑散期の工事量の差を少なくし、年間を通して工事量を安定させ、労働者の処遇改善や資材・機材等の効率的な活用促進に寄与するものであるため、発注者は法改正の趣旨を踏まえ、公示の平準化に努めること。

- ・繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し

年度当初からの予算執行の徹底、工期が1年に満たない工事についても繰越明許費適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による年度末の工事の集中を回避するといった予算執行上の工夫等により、適正な工期の確保と工事の施工時期の平準化に取り組むようお願いする。

工期の適正化

(建設業法第19条、第19条の5・6、第20条、第20条の2、第21条、第34条、入契法第11条)

◆中央建設業審議会が工期に関する基準を作成

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

注文者

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

実施を勧告

建設業者

◆工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～三 (略)

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五～十六 (略)

地方公共団体における平準化の取組

取組状況 (地方公共団体における平準化に向けた取組の促進)

H27.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請

※以降、■H28.2、■H28.10、■H29.2、■H30.2、■H30.11、■H31.2に要請。

※H29.2以降は、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請。

H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知

H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ

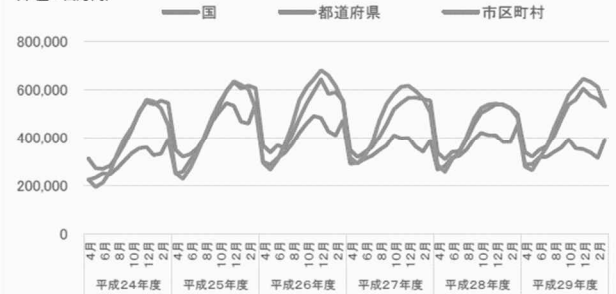
※H29.3に市区町村の事例を収集し、第2版を公表

※H30.5に市区町村の事例を拡充し、第3版を公表

H31.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について通知

【国・都道府県・市区町村における平準化の状況】

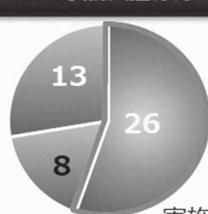
(単位: 百万円)



出典: 建設総合統計 出来高ベース (全国)

債務負担行為の活用状況 (交付金事業/H28.2、H31.2比較)

H28.2債務負担行為



実施団体: 20団体増

H31.2債務負担行為

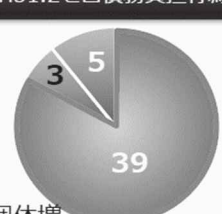


H28.2ゼロ債務負担行為



実施団体: 33団体増

H31.2ゼロ債務負担行為



■本年度実施し、翌年度も実施予定 ■本年度は実施していないが、翌年度から実施予定または実施する方向で検討 ■実施していない

(2) 工事実施に当たっての留意点

1) 前金払い等支払いの適正化

前払い金制度の適切な運用、支払い手続きの迅速化

2) 監理技術者制度等の適正な運用

監理技術者等の変更が認められる場合があるので留意すること。

「監理技術者制度運用マニュアル」（最終改正 平成 28 年 12 月 19 日）2-2(4)監理技術者等の途中交代を参照し適切な対応をとること。

監理技術者の変更理由として、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- ・受注者の責によらない場合により、工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ・橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電気品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ・一つの契約工期が多年に及ぶ場合

3) 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成 26 年 2 月）」により、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされ、工事現場の相互の間隔が緩和されているので注意されたい。なお、この通知により「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について（平成 25 年 9 月）」は、廃止されている。

また、現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について、平成 22 年 7 月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 10 条第 3 項）が追加されたことを踏まえ、引き続き適切に運用するようお願いする。

さらに、監理技術者等の専任を要しない期間等については、「監理技術者制度運用マニュアル（平成 28 年 12 月改正）」ほか、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改定）（平成 30 年 12 月）」により、今般の建設業の働き方改革を推進する観点から、監理技術者等が休暇の取得その他合理的な理由で短時間現場を離れることが可能となる体制を確保するなど、本通知の主旨を踏まえた監理技術者等の適正な配置等に留意されたい。